

## 1. 趣 旨

財団法人安田奨学財団（以下本財団という。）は、学業優秀である私費による外国人留学生のうち法学・経済学・経営学及び商学の分野の学部に学ぶ大学生に対して、奨学金を給与することにより、有為な人材を育成することを目的とします。

## 2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- 1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- 2) 奨学生の卒業後の就職、帰国その他一切については、本人の自由とします。
- 3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。

（但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。）

## 3. 奨学生の応募資格

- 1) 法学、経済学・経営学及び商学の分野の学部に学ぶ新3年生

## 4. 採用人員

新3年生 20 名

## 5. 奨学金の額と給与の方法

1) 給与金額

月額 10万円（年額120万円）

2) 給与の期間

2年間（最長）

3) 給与の方法

奨学金は原則として、7月、10月、1月及び4月に各3か月分をまとめて直接本人に給与します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

## 6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

1) 退学したとき。

2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。

3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。

4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。

5) 奨学生の学業成績又は性行\*1が不良となったとき。

6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

7) 奨学生として適当でない事実\*2があったとき。

8) 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき。

9) その他奨学生としての資格を失ったとき。

10) 留学等、日本国外に長期にわたって在住することになったとき。

\*1 性行が不良となったときとは、出席状況が不芳となったときを含みます。

出席状況が不芳の場合は、支給金額減額又は支給停止となることがあります。

\*2 適当でない事実とは、法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為をさします。

## 7. 奨学生の義務

- 1) 奨学生は5月に前年度の成績証明書（1年生除く）を、11月に生活状況報告書（別途所定用紙送付）を理事長宛に提出しなければなりません。
- 2) 大学のご担当の方には、お手数ですが毎月本人に財団所定の出席確認表に署名をさせ、支給月（7月、10月、1月及び4月）の10日までに財団事務局宛にファックス送信をお願いいたします。
- 3) 本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅滞なく提出しなければなりません。
- 4) 本財団の行事が催される場合は、出席の義務があります。

## 8. 手 続

- 1) 提出書類
  - ①奨学生申込書（本財団所定用紙）
  - ②入学校の推薦書（本財団所定用紙）
  - ③「来日してから一番有意義だった体験」、「これまでの人生で一番悔しかった体験」を題名とした作文（本財団所定用紙）
  - ④アンケート（本財団所定用紙）
- 2) 提出方法  
大学が本人より奨学生願書の提出を受けて、大学（又は学部）から本財団に推薦書と一緒に郵送して下さい。
- 3) 提出期限  
平成24年1月27日（金）17時必着  
（提出期限以降に到着した書類は受付できません）
- 4) 提出先  
〒153-0042 東京都目黒区青葉台2-19-10  
財団法人安田奨学財団 事務局

## 9. 奨学生の決定

- 1) 応募締め切り後、2月末に面接を実施致します。面接日程は大学を通じてご連絡致します。
- 2) 奨学生の決定は、本財団の選考委員会を経て理事長が行い、その結果を3月中旬までに大学へ通知します。
- 3) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

### 財団からのお願い

推薦は、各学部2名に限らせていただきます。

従いまして、受給資格を満たす複数の希望留学生がある場合は、学部において2名に絞込みをお願いいたします。

採用人数に限りがあり、ご期待に添えない場合もありますがご容赦願います。

#### 【問い合わせ先】

財団法人安田奨学財団 事務局  
馬場・小原（おはら）

TEL：03-5725-7300

FAX：03-5725-7278

〒153-0042 東京都目黒区青葉台2-19-10